

平成30年10月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月10日(水) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(5番) 永田 熊信

~~(1番) 宮原 清大~~

(2番) 岩坂 博行

(3番) 西田 義和

~~(4番) 山田 成代~~

(6番) 白石 悌二

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 信國 敏彦

地区推進委員

高岡 重盛

木崎 俊充

岩崎 盛光

~~伊東 明継~~

中竹 宏一

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(2人)

欠席委員：最適化推進委員(1人)

5. 議事日程

日程第1 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
について

日程第3 議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の承認について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 阿久津 裕介

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p style="text-align: center;">1 開会・議長挨拶</p> <p>皆さんおはようございます。</p> <p>本日は、1番・4番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、平成30年10月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p style="text-align: center;">2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、9番委員、2番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が4案件です。</p>
	<p style="text-align: center;">3 議 事</p>
議長	<p style="text-align: center;">議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。早速ですが議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、相良村大字柳瀬字浜ノ上及び堂ノ尾、田3筆の4,157㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について（6番白石委員及び杉本推進委員のどちらか）に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区委員	<p>今月7日に本人に確認に行きました。親子間の移転なので、何ら</p>

議長	<p>問題ないと思われます。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と杉本推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について</p>
議長	<p>議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。</p>
議長	<p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号で上程している案件ですが、今回は取り下げということで対応させてもらいたいと思います、取り下げてもらった理由としては、ここに記載されているとおり売買となっておりますが県の許可も必要となりますが、場所が県道人吉水上線のすぐ横ですから、農地の区分で仕分けますと2種農地と思っていましたが、調べたところ、1種農地の要件にあてはまるのでこのままだったら県の許可がおりないとのことでしたので、明日県から現地調査してもらい協議してもらい再度あげらうということにして、今回は取り下げということで、皆さんにお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>この件に関しては、事務局の説明どおり保留にしてよろしいですか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は保留ということによろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>この件に関しては、保留することに決定いたします。</p> <p>議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）</p>
議長	<p>次に、議案第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について審議します。 1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてご説明します。番号1、大字柳瀬字西村、田1筆の906㎡です。貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬委員	<p>10月8日に兩者のところに行ってきました。今まで、借りて作ってきた所の再設定案件なので、また、今までもちを栽培していて他の品種を栽培したら、混ざるとのことでしたので今後ももちを栽培するとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。 1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての所有権移転についてご説明いたします。番号1大字川辺字高原及び下七折及び下永坂及び中永坂、地目畑14筆の16,632㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買書価格は4,158,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き5番委員から報告をお願いします。</p> <p>9月27日に10番委員と確認に行きました。農業公社の課長の立会の下、現地を踏まえて、何ら問題ありませんでした。ここに、ご報告しておきます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
3番委員	<p>10aあたりの金額はいくらぐらいですか。</p>
事務局	<p>10aあたりは、約250,000円くらいです。</p>
議長	<p>他にご意見がございませんか、ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>

事務局	<p>先日、農業会議のほうから来られまして農業新聞の購読の勧誘の依頼がありましたので、一人一件の購読者を見つけてもらうようよろしく願いしておきます。</p>
議長	<p>次回の総会の開催日について 11月13日、(火) 曜日、午前9時から</p> <p>閉 会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前9時30分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年10月10日

相良村農業委員会

署名委員 9番 _____ (印)

署名委員 2番 _____ (印)